

諮問番号：平成30年度諮問第28号

答申番号：平成30年度答申第39号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、次の理由により、原処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 処分庁は、原処分に係る通知文を直接請求人に渡さず投函していったため、請求人は宣伝広告だろうと判断して、これを廃棄してしまった。このため、原処分の内容等についての説明を受けていないことから、原処分は不当である。

(2) 処分庁は、請求人の住宅扶助を認定してこなかったことから、競売余剰金は請求人の本件マンションの管理費に充当したため返還できない。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 原処分に係る通知文には、原処分の理由を記載しており、請求人には口頭でも説明を行っている。

(2) 原処分は、保護費に過支給額が生じたため、生活保護法（以下「法」という。）第63条の規定により返還を求めたものであり、違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法及び保護の処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法、不当な点は認められない。

2 請求人は、処分庁が原処分に係る通知文を直接請求人に渡さず投函していったため宣伝広告だと判断してこれを廃棄してしまったので、処分の内容等についての説明を受けていないことから、原処分は不当であると請求人は主張しているものと解される。しかしながら、「処分を記載した書類が当事者の住所に送達されること等のことがあつて、社会通念上処分があったことを当事者の知り得べき状態に置かれたときは、反証のない限り、その処分があったことを知ったものと推定できる」（昭和27年11月20日最高裁判所第一小法廷判決）とされているのであり、本件においては、原処分に係る通知文が本件アパートに直接

投函されたことに争いはなく、請求人の了知可能な状態に置かれたことは明らかである。よって、処分庁が原処分に係る通知文を直接請求人に渡さなかったことをもって原処分が不当であるということはできず、請求人の主張を採用することはできない。

3 請求人は、処分庁は請求人の住宅扶助を認定してこなかったことから、競売余剰金は請求人の本件マンションの管理費に充当したため返還できないと主張しているものと解される。しかしながら、本件マンションは請求人が所有するものであるから、家賃及び間代はそもそも発生しておらず住宅扶助を支給することはできない。また、本件マンションの所在する土地に地代等を要する場合は地代等を認定することができるものの、本件マンションの管理費は地代に相当するものとは認められないから、住宅扶助を支給することはできない。よって、競売余剰金を本件マンションの管理費に充当したことが保護費を返還できない正当な理由と認めることはできないから、請求人の主張を採用することはできない。

4 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成30年10月17日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受けた。

平成30年10月24日、請求人から準備書面等の提出があったので、これを含めて審査会において調査審議した。

平成30年11月16日付けで請求人から口頭意見陳述申立書の提出があった。

平成30年12月17日、口頭意見陳述を実施した。

平成30年12月26日、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条の規定により、処分庁に対する質問を実施した。

平成31年1月8日付けで処分庁から上記質問に対する回答があった。

平成31年1月23日、審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

法第63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護費を支給した都道府県又は市町村に対し、速やかに、その受けた保護金品に相当する額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定する。

その趣旨は、本来資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものにほかならない。

また、保護の決定に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めている。かかる基準によれば、被保護者が資力を得た際には、年金についてはその受給額の全額が、臨時的収入については必要経費及び収入認定しないこととされている額8,000円を控除した金額が、それぞれ法第63条による返還対象となるものの、被保護者の自立更生のためのやむを得ない費用については、本来の要返還額から控除して差し支えないとされている。

そこで本件についてみると、処分庁は、処理基準に従い、年金額の改定に伴い過払いとなった保護費に相当する額及び本件競売余剰金から8,000円を控除した額の合計額を返還額として、原処分を行ったことが認められる。そして、本件の事実関係からは、自立更生の費用として控除すべきものがある特段の事情はうかがわれなから、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点があるということとはできない。

この点、処分庁が原処分に係る通知文を直接請求人に渡さず投函したため、請求人は、宣伝広告と判断してこれを廃棄したとのことであり、処分の内容等についての説明を受けていないから、原処分は不当である旨主張する。しかしながら、「処分を記載した書類が当事者の住所に送達されること等のことがあって、社会通念上処分があったことを当事者の知り得べき状態に置かれたときは、反証のない限り、その処分があったことを知ったものと推定できる」（昭和27年11月20日最高裁判所第一小法廷判決）とされているところ、本件においては、原処分に係る通知文が本件アパートに直接投函されたことに争いはなく、請求人の了知可能な状態に置かれたことは明らかであるから、請求人が処分庁から直接原処分の内容に係る説明を受けたかどうかにかかわらず、請求人は原処分があったことを知ったものというべきである。また、原処分に係る通知文を廃棄したことは専ら請求人の責めに帰すべき事由によるものであり、処分庁が原処分に係る通知文を直接請求人に渡さなかったことをもって原処分が不当であるということとはできない。よって、請求人の主張を採用することはできない。

他方、請求人は、本件マンションの管理費が住宅扶助として支給されていなかったことから、本件マンションの管理費を競売余剰金から支払わざるを得なかったのであり、競売余剰金は本件マンションの管理費に充当して費消したため返還できないと主張する。しかしながら、本件マンションは請求人の所有するものであり、家賃及び間代はそもそも発生していない以上、住宅扶助の支給対象にはならない。また、本件マンションの管理費は地代に相当するものとは認められないから、住宅扶助を支給することはできない。よって、本件マンションの管理費は請求人が負担しなければならないものであり、これをもって保護費を返還できない正当な理由があると認めることはできないから、請求人の主張を採用することはできない。

さらに、請求人は、保護開始後にそれまでの仕事に係る収入、本件マンショ

ンの競売による収入及び保険金による収入があった場合には保護開始時に請求人が有していた負債の返済に優先的に充てることについて処分庁の了承を得た上で保護を受けることとなったものであるから、競売余剰金の返還を求める原処分は違法又は不当であると主張する。しかしながら、過去の債務に対する弁済金を収入から除外することは法の趣旨及び目的を著しく逸脱することとなるため、法及び処理基準においてはこれを認めていない。加えて、審査会から処分庁に対して行政不服審査法の規定に基づき確認したところ、処分庁がこれを了承していた事実も認められない。よって、請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、原処分には違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美